

平成28年11月定例会 総務委員会（事前）

平成28年11月21日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（14時33分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①②③）

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第6号 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第14号 当せん金付証票の発売について
- 報告第2号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】（資料④⑤）

- 財政構造改革基本方針（平成29～31年度）（案）

大田経営戦略部長

11月県議会定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成28年11月徳島県議会定例会提出予定議案により説明を申し上げます。

今回提出いたします案件は、議案17件及び報告3件であります。その内訳は、予算案が、第1号及び第2号の2件、条例案が、第3号から第11号までの9件、その他の議案が、第12号から第17号までの6件でございます。そのうちの第15号から第17号までの3件が、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。報告につきましては、第1号から第3号までの3件となっております。

なお、現時点における追加提出予定議案でございますが、今年度の人事委員会勧告等に基づく、一般職及び特別職の給与の取扱いにつきましては、鋭意検討中ございまして、知事等特別職の給料減額措置の延長と併せて、内容が固まり次第、必要な給与関係議案を速やかに調製し、一般質問の日に追加提案をさせていただきたいと考えております。

また、収用委員会委員に係る人事案件につきましては、閉会日の追加提案を予定いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の順序に従い、順次御説明いたします。

まず、予算案につきまして、お手元に御配付の平成28年度11月補正予算（案）の概要を

御覧いただきたいと存じます。

まず、1 ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、国の未来への投資を実現する経済対策を受けた補正予算に呼応するとともに、本県独自の施策を盛り込み、喫緊の課題に迅速に対応するため、三つの視点に立って編成いたしました。

一つ目は、（１）に記載のとおり、国の緊急経済対策に呼応し、担い手確保や経営強化等、農林水産業の競争力強化、並びにサテライトオフィスの誘致促進などの経済・雇用対策の推進、二つ目の（２）は、社会福祉施設等の防犯対策の強化や、新次元の住宅施策を推進するための基金の創設などの安全・安心対策の推進、三つ目の（３）は、ニーダーザクセン州友好交流10周年記念に向けた準備や、更に進化した、とくしまマラソンの開催などの大胆素敵とくしまの実現、これらの施策に取り組むこととしております。

また、補正予算の規模といたしましては、3の11月補正予算規模にお示ししておりますとおり、一般会計で23億7,960万円、工業用水道事業会計で4,320万円、合計では24億2,280万円となっております。

資料2 ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入でございますが、（１）に記載のとおり、国庫支出金、財産収入及び繰越金から県債となっております。また、歳出につきましては、（２）に記載のとおり、総務費から衛生費及び農林水産業費から土木費におきまして、補正額を計上いたしております。歳出の性質別の内訳につきましては、3 ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、1枚ものの提出予定議案を御覧ください。

予算以外の案件につきまして説明申し上げます。

第3号の条例改正につきましては、出張理容について規制を行うとともに、理容所における衛生の向上を図るため、理容所について講ずべき衛生上必要な措置について所要の改正を行うものであります。

第4号の条例改正につきましては、出張美容等について、第3号と同様の改正を行うものでございます。

第5号の条例改正につきましては、住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するため、本人確認情報を利用することができる事務、並びに本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務を定めるものでございます。

第6号の条例制定につきましては、雇用保険法の一部が改正されたことに伴いまして、関係条例について所要の整備を行うものであります。

第7号の条例制定につきましては、徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例に基づきまして、指定の申出をした法人が指定に係る基準に適合すると認められるため、当該法人を控除対象特定非営利活動法人として指定するものでございます。

第8号の条例改正につきましては、道路交通法の一部が改正され、自動車の種類として、新たに準中型自動車が設けられたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

第9号の条例制定につきましては、未来の豊かな住環境の創造に向けた住生活の安定の

確保，及び向上の促進に資する事業に要する経費に充てるため，徳島県住環境未来創造基金を設置するものでございます。

第10号の条例制定につきましては，深刻な洪水等及び渇水から県民の生命，身体及び財産を保護するため，流域における水管理について，基本理念を定め，県民，用水利用者及び水利使用者の役割並びに県の責務を明らかにするとともに，基本となる施策を定め，総合的かつ計画的に推進するものでございます。

第11号の条例改正につきましては，道路交通法の一部が改正されたことに伴う所要の整備等を行うものでございます。

第12号の不動産の処分につきましては，旧運転免許センター跡地の処分について，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決をお願いするものでございます。

第13号の動産の取得につきましては，消防防災ヘリコプター予備部品等の取得について，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決をお願いするものであります。

第14号の当せん金付証票の発売につきましては，平成29年度における当せん金付証票の発売について，当せん金付証票法第4条の規定により，その限度額について議決をお願いするものでございます。

第15号から第17号までは，公の施設の指定管理者の指定につきまして，地方自治法第244条の2第6項の規定により議決をお願いするものでございます。

続きまして，報告案件でございます。

報告第1号，訴えの提起に係る専決処分の報告につきましては，1件で金額は48万9,000円となっております。

報告第2号，損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては，10件で合計金額は350万3,936円となっております。

報告第3号，損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては，8件で合計金額は195万4,930円となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては，以上でございます。

続きまして，経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして，その概要を説明申し上げます。

お手元の総務委員会説明資料により，その概要を説明申し上げます。

今回，提出を予定しております案件は，予算案が1件，条例案が1件，その他の議案が1件，報告が1件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので，表の一番下に記載のとおり，補正前の限度額が620億5,400万円，補正後の限度額が621億4,900万円であり，9,500万円の増額補正をお願いするものでございます。

2ページをお開きください。

2, その他の議案等についてでございます。2ページに記載しております(1) 条例案1件及び(2) 当せん金付証券の発売につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

3ページを御覧ください。

(3) 専決処分報告についてでございますが、職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、記載のとおり、8件の報告をさせていただいております。

1件目が、徳島市在住の方と、賠償金額2万7,204円で和解したものでございます。その内容は、平成27年4月2日に、県有車両が堤上道路を走行していたところ、右側側道との合流地点から進入してきた相手方車両と接触したものでございます。

2件目が、徳島市所在の法人と、賠償金額5万6,250円で和解したものでございます。その内容は、平成27年8月25日に、県有車両が信号のない交差点を直進通過しようとしたところ、右側から交差点に進入してきた相手方車両と衝突したものでございます。

3件目が、徳島市在住の方及び同所在の法人と、賠償金額215万1,034円で和解したものでございます。その内容は、平成27年9月29日に、県有車両が国道を走行中、前方交差点で右折しようとしていた車両の後方で停止した相手方車両に追突したものでございます。

4件目が、徳島市所在の法人と、賠償金額1万800円で和解したものでございます。その内容は、平成28年4月4日に、県有車両が住宅分譲地内道路を後退しようとしたところ、道路脇の相手方所有ブロック塀に接触したものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

5件目が、徳島市在住の方と、賠償金額4万3,610円で和解したものでございます。その内容は、平成28年4月18日に、駐車場所から出庫し、前方に駐車していた相手方車両の左側を通過して左折したところ、県有車両の右後部が相手方車両に接触したものでございます。

6件目が、徳島市在住の方及び大阪府大阪市所在の法人と、賠償金額15万6,291円で和解したものでございます。その内容は、平成28年4月21日に、県有車両が国道を走行中、交差点の信号で停止した相手方車両に追突したものでございます。

7件目が、大阪府大阪市在住の方と、賠償金額19万640円で和解したものでございます。その内容は、平成28年6月28日に、県有車両が用務先駐車場からバックしながら方向転換して車道に出ようとしたところ、駐車していた相手方車両に接触したものでございます。

8件目が、板野郡板野町所在の法人と、賠償金額27万9,032円で和解したものでございます。その内容は、平成28年7月11日に、県有車両が来庁者駐車場の空き区画に駐車するため、バックしながら方向転換したところ、右側に駐車していた相手方車両に接触したものでございます。

専決処分案件の報告は以上でございますが、県有車両使用時における安全運転の徹底については、これまでも機会を捉えて職員に対する注意喚起や研修を行ってまいりましたが、依然として、職員に過失のある交通事故が続いていることについては、県といたしまして

も、重く受け止めております。事故の件数が多い部局等に対し、組織として事故に対する一層の緊張感を持って、現場に即した実効性のある事故防止策に取り組むよう指示したところであり、今後も引き続き事故防止に向けた様々な取組を進めてまいります。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、1点、御報告申し上げます。

財政構造改革基本方針（案）についてでございます。

お手元に資料1の1として、財政構造改革基本方針（案）の概要を、資料1の2として、財政構造改革基本方針（案）全体版の2種類をお配りしてございますが、資料1の1の概要によりまして、御説明させていただきます。

県では、平成26年度から平成28年度までを改革期間とする、財政構造改革基本方針により、具体的な改革目標を掲げ、財政健全化に全庁を挙げて取り組んでまいりました。この結果、1、「財政構造改革の成果と新しい基本方針の必要性」の「これまでの財政構造改革による着実な成果」にございますように、平成28年度（平成27年度決算）におきまして、実質公債費比率を16.7%とし、起債許可団体から脱却、臨時財政対策債を除く、公債費及び県債残高につきましては、それぞれ500億円台、5,300億円台とする改革目標を1年前倒しで達成、財政調整的基金残高につきましては、平成28年度9月補正後現計において、改革目標である600億円を達成したところでございます。

次に、「新たな財政構造改革の必要性」でございますが、地方交付税の別枠加算の廃止や歳出特別枠の減額等の影響により、地方財政を取りまく状況が厳しい見通しとなる中、県土強じん化や地方創生の実現といった、本県が直面する課題にしっかりと対応するためには、喫緊の課題解決と財政健全化を両立させる、バランスの取れた財政運営が求められております。

このため、新たな「財政構造改革基本方針」では、2の「『強じんでしなやかな財政基盤』を確立」にございますように、着実に財政構造改革を進めることで、いかなる環境変化にも対応できる財政構造を構築するとともに、新未来を創造する新次元の財政運営に取り組んでまいりたいと考えてございます。

3の「新しい改革目標」にございますように、三つの改革目標を掲げております。1点目は、実質公債費比率を、平成31年度までに全国平均程度の13.0%程度とすること、2点目は、公債費や県債残高の縮減を更に進め、平成31年度末までに、公債費を500億円未満に、県債残高については、5,000億円未満とすること、3点目は、財政調整的基金残高を平成31年度末までに800億円とすること、これらの達成を目指し、財政健全化に向け取り組むこととしてございます。

目標達成に向けましては、4、「財政構造改革における具体的方策」にございますとおり、若手職員からの提言等、新たな発想を積極的に取り入れることで、知恵と工夫を凝らした歳入・歳出改革を進めてまいりたいと考えてございます。

なお、この財政構造改革基本方針（案）につきましては、今定例会での御論議を踏まえた上で、成案としてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、経営戦略部・監察局・出納局関係の報告を終わらせていただきます。
どうぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

南委員長

以上で、説明等は終わりました。
これより質疑に入ります。
それでは、質疑をどうぞ。

古川委員

部長の説明の中で教えていただきたいんですけど、今回の地方債の限度額に係る変更について、変更理由は何でしょうか。

岡本財政課長

地方債の変更理由ということで御質問を頂いておるところでございます。総務委員会説明資料の1ページに限度額のところで、補正前、補正後というところでそれぞれ金額が書いておるところと思います。今回の補正のものとしたしましては、社会福祉事業ということで金額が補正ということになっておるかと思っております。こちらのほうにつきましては、中央こども女性相談センター一時保護所大規模改修事業など、国の補正予算などを活用して行う改修事業がございますので、そういった事業に係る地方債の補正ということになっておるところでございます。

古川委員

今回の財政構造改革において、具体的な方策を若手職員からの提案の取組というのがありますけども、これは、具体的にはどのように進めて、もう行っているのか、それともこれから行うのかについて教えていただけますか。

岡本財政課長

古川委員より、財政構造改革基本方針のところで、若手の職員の発想を生かした歳入歳出改革の取組について御質問を頂いておるところでございます。今回の財政構造改革基本方針（案）の取りまとめに当たりましては、若手職員からなりますタスクフォースのほうを組織させていただきまして、新たな歳入歳出改革に向けた具体的な取組方策について検討を行ったところでございます。

そのような中で、具体的な例といたしまして、歳入確保におきましては、従来、ネーミングライツにつきましては様々な県の施設を中心に行ってきたところでございますけども、今後は、施設のみならず、県が主催をするイベントでありますとか、県が整備をいたします様々な機器類も含めてのネーミングライツの導入、現在活用をしております様々な施設についても、庁舎内の空きスペース、また、敷地の有効活用など、更なる活用を進めて新

たな収入源の確保に取り組むという、こういったアイデアであります。歳出改革におきましては、若手職員の新たな発想を直接事業に反映させるための若手職員によりますプレゼンテーション方式での事業提案でありますとか、大学や民間企業の知恵、発想などを積極的に取り入れ、様々な分野で連携を進めていくような、そういった取組、このようなアイデアが出たというところでございます。新たな発想によります歳入歳出改革の取組を進めることによって、これまでの財政構造改革をまた更に次のステージに進めていこうというような内容でございます。

古川委員

ということは、その提案は各部局から選ばれた代表者の提案というのを取り入れていくということでしょうか。

岡本財政課長

今回の財政構造改革基本方針（案）の策定に当たっての若手タスクフォースにつきましては、財政課と様々な部局の若手職員からなるタスクフォースでいろいろ検討させていただいたというところでございます。先ほどの御説明をさせていただきました、若手職員自らのプレゼンテーションというところにつきましては、アイデアで出たというところでございますので、今後具体的にどのようにやるかにつきましては、更に検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

岡田委員

女性の活躍推進ということで2020年に30%女性の管理職をつくろうという、ものすごい大きな看板というか、花火を上げて取り組んでこられたんですけど、実際、2020年に女性管理職を30%にという目標が、今どれくらいまで下がっているんですか。

梅田経営戦略部次長

管理職登用の数値目標でございます。先ほど委員がおっしゃったのは国の目標かというふうに思っておりますが、今手元でございますのが、第4次男女共同参画基本計画における都道府県職員の各役職各層に占める女性の割合ということで御回答させていただきますと、まず、本庁の課長相当職につきましては、平成32年度末までに15%ということでございまして、また、本庁部局長、次長相当職については10%程度というふうな目標が定められております。

岡田委員

そしたら、国の大きな目標があって、それぞれの都道府県の数字に合った目標が立てられたと思うんですけど、実際、その平成32年度前に、徳島県の現状としてのパーセンテージは幾らですか。

梅田経営戦略部次長

本県における現在の管理職登用の数値というところでございます。平成27年度に策定しました新未来「創造」とくしま行革プランにおきまして女性管理職職員の割合でございますけれども、これは、平成26年の6.8%から平成30年に13.6%にするというふうな数値目標を上げております。それから、また、平成28年3月策定の特定事業主行動計画におきましては、同じく平成26年の6.8%から平成32年に14%にするという数値目標を掲げておりまして、現在、平成28年4月時点におきましては、知事部局でございますけれども、9%というところが管理職の比率ということになってございます。

岡田委員

知事部局、もともとの女性職員の割合とかというのも若干影響はしてこようかと思うし、それぞれの職場によって目標数値とそれに対応できる人材育成という分と、それと、それぞれの環境整備という部分で、それが全部整っていかないとなかなか目標数値は達成していかないと思うんですけども、あと4年で5%上げてくれるというのが徳島県の目標だと思うので、それについては今後どのような取組をされていく予定があるんですか。

梅田経営戦略部次長

男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していく上で、県が率先して意欲と能力のある女性職員の登用を拡大していくということは極めて重要なことであるというふうに認識しております。これまでも、とくしま未来創造プランにおいては、平成27年度までに係長以上の女性役職員数、これを300人とする目標を掲げて取り組んでおったところでございます。このため、まずは、企画立案部門であるとか対外折衝部門に積極的に女性役付職員を配置するというふうな職域の拡大、それから、自治大学でありますとか庁内公募によりまして能力開発や活用をします。それから、部課長、係長等のライン職への積極的な登用を推進する。また、育児休業を取得しやすい環境づくりをするというふうな、働きやすい職場環境の整備などに取り組んでまいりまして、その結果といたしまして、女性役付職員につきましては、平成25年4月1日時点で310人となりまして数値目標を2年前倒しで達成したところでございます。

女性職員の管理職への登用につきましては、それぞれの役職における経験を積むというのが重要であると考えております。このことから、一朝一夕に実現するというのは困難な状況にあるというふうには思いますけれども、まずは、これまで以上に女性職員の人材育成、能力開発に積極的に取り組むということと、係長以上の役付職員への登用を着実に進めるということとともに、あわせて、テレワークをはじめとする、働きやすく能力も発揮しやすい勤務環境の整備などを進めることによりまして、女性職員の管理職登用への素地、裾野を広げる取組というのを計画的にステップアップしていく必要があるというふうに考えてございます。

岡田委員

正に、今おっしゃっていただいたような取組ということと、それと、女性の場合、ライフサイクルを考えると、結婚、出産によって育児休暇を取ったりとか、それぞれの家庭環境によっても、キャリアを積んでいくのが男性と違って、それだけ遅れていく可能性もあります。ただ、だからと言って、先ほどテレワークというお話もありましたが、キャリアを継続できるような働き方が実現できるような環境は整ってきておりますので、女性も男性も同じようなキャリアの継続ができるような環境づくりをして、同じときに入った女性を、男性とともに同じときには同じ部署につけられるような、それぞれのキャリアを、経験を積みられるような組織をつくっていただきたいと思います。ただ、男性も女性もそうですけど、希望する方になろうかと思いますが、その意欲がある方を、人材をつくっていけるような、是非、環境づくりをしていただいて、徳島県庁、非常に働きやすいし女性も活躍しやすいし、男性も更に活躍しやすいという環境をつくっていただき、また徳島を挙げて取り組んでいただきたいと要望して終わります。

南委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（14時59分）

